

る^(第三十條)。私人の有する義務履行の強制に就ては、以上述べた所に依るのであるが、更に公共團體又は行政廳に對する強制手段を認め、公共團體に於て負擔すべき費用に關しては民事訴訟を許した場合を除くの外、主務大臣若は地方行政廳に於て必要な場合に於ては、金額を定めて之を其の豫算に掲げ即ち強制豫算を命じ、其の他必要な處分を指揮し直に其の金額を支出せしむることが出来る^(第三十八條第三項)。

第六節 訴願及訴訟

砂防行政に依つて生ずべき權利利益の侵害を救済するが爲に、主務大臣若は地方行政廳の爲した處分に對して、不服ある私人若は公共團體は、主務大臣に訴願し、砂防法又は之に基きて發する命令、若は地方行政廳の委任に依る下級行政廳の處分に對して、不服ある私人若は公共團體は地方行政廳に訴願し、地方行政廳の裁決に不服あるときは主務大臣に訴願することが出来る。併しながら行政訴訟の提起を許した場合に於ては主務大臣に訴願することが出来ない^(第四十二條)。行政廳の違法處分に依り權利を毀損せられたりとする私人若は公共團體は、訴願の裁決を経たる後行政訴訟を提起することが出来る。併しながら主務大臣若は地方行政廳の處分に對しては直に訴訟を提起することが出来るのである^(第四十三條)。砂防法又は之に基きて發する命令に規定した事項に關しては特に許した場合を除くの外、訴願若は行政訴訟を提起し、又は行政廳に對し民事訴訟を提起することが出来ない^(第四十六條)。

第十一章 土木事業に對する 國家の助勢政策

第一節 總 論

土木行政の對象とする土木事業は、其の範圍頗る廣く其の事業の效果は國民の經濟生活に反映するから此の種事業を助勢し發達せしむる必要がある。其の手段として次章に説明する如く此の種事業の爲に必要な土地の取得に關しては、土地を收用又は使用し得る途を設けて事業の容易と進捗を圖るの外、更に是等事業に對しては國庫補助政策を採り道路法、河川法、砂防法等の如きは既に法律を以て其の旨を規定し、港灣、水道及下水道に對しては政府豫算の範圍内に於て補助して事業の助勢を圖り、或は之が事業に要する費用を負擔する公共團體の財政を援助するのである。而して是等の補助中には政府が當然負擔すべきものを公共團體の義務たらしめたが爲に、政府が之を分擔する爲に補助の形式を採るものと、當然公共團體が義務として爲すべきものであつても、其の事業の効果が國家の存立に關係するから其の事業の發達を助成するが爲に國家が補助するものとの二種がある。純理論からする國家の助勢政策とは後者の場合である。又補助の手段からすれば事業其のものゝ發達を期するが爲に補助するものと、事業發達の爲に費用負擔團體の財政に補助するものがある。何れの場合に於ても事業の助勢を期するに外ならない。而して其の補助政策に關しては各事業の章下に於て説明したから茲には其の一般的のものに付説明する。

國家が地方公共團體に對して爲す補助の法律上の性質に關しては見解區々に岐れ、或は私法上の贈與契約なりとし或は公法上の契約なりと爲す。然れども國家が公共團體に對して補助を爲す所以は、國家が國民生活の安定と其の發達を期するが爲、土木事業の完全ならむことを欲し、行政の一手段として爲す贈與行爲に

して私的觀念を容るべき性質のものではない。殊に後に説明するが如く明治三十年法律第三十七號に於ては補助を受けた公共團體は、國家に對して特別の權力關係に服従するものであるから、此の種補助は公法上の贈與契約なりと解するのを正當とする。

第二節 災害土木費に對する國庫補助

土木事業の效用からして國家が是等事業の助勢に盡すべきは前節に説明したのであるが、折角爲された土木施設が風水害、潮害又は震災等の天災に禍されて損壞した場合は、之を復舊するに非ざれば事業助成の目的を達成せしむる所以ではない。固より土木施設を計畫するに當つては人智の總てを盡して天災に對する防備を計畫するのであるが、財政の關係上土木施設に付徹底的に完璧を期し得ないと、人力を以てしては如何ともすることの出来ない天然の災禍には或る程度以上對抗し得ないので、是等災害を蒙つた場合に於ける對策を講ずるの必要がある。殊に我國は殆ど年中行事の如く災害を被り土木施設の被害一箇年平均三千萬圓の巨額に及んでゐるものに在つては一層其の必要を感ずるものである。仍て明治の當初から常に之が復舊に必要な經費を蓄積せしめて、復舊に應ずるの途を講じ災害準備基金特別會計法を制定して復舊制度を樹てたのであつたが、明治四十四年に至つて特別會計を廢し天災に因つて府縣費を以て支辨する土木の施設が損壞した場合に之が復舊に要する費用の一部を一般會計より補助するの制度を採つたのである(明治四十四年法律第十五號)。

一 補助すべきものは府縣災害土木費なること。災害に因つて必要を生じた土木工事に在つては府縣費を以て支辨するものと、市町村、市町村組合、水利組合、水利土功會及市町村の一部の負擔に屬するものがある。併しながら國庫は是等の公共團體の總てに對して補助するのではなく、市町村、市町村組合、水利組合及水利土功會等の支辨に屬する土木工事の工費が、其の補助すべき年の一月一日

の現在の地價に基き算出した地租年額の十分の一を超過したものに對して其の超過額の十分の七を府縣が補助するものとして計算し、府縣に對して補助するのである(細則第五條)。故に府縣災害土木費の範圍は府縣の負擔に屬する工事の費用と、公共團體に對する上記の補助費と夫れに雜費を加へた金額である。而して加算さるべき雜費の計算は府縣の負擔に屬する工事の費用と補助費とを合計した金額であつて二十萬圓迄は其の百分の五以内、夫れ以上五十萬圓までは二十萬圓を超過する部分の百分の三以内、五十萬圓を超過する部分は總て百分の二以内に於て算出さる(細則第六條)。

二 補助すべき工事の要件。國庫より補助すべき工事及府縣が補助すべき工事は制限され被害工事の原形に復する範圍のものに止まる。即ち原狀回復主義を原則とするのである。併しながら原形に復し難き場合其の他特別の事由ある場合に在つては原狀回復主義の例外を認め増築改築又は之に代るべき必要な施設に對しても補助する(細則第七條)。固より災害を被つて之を回復する工事の施設に對し國庫が補助するの故を以て、之を機會に改良工事を施すが如きは國庫補助の精神からして許すべきもので無いやうではあるが、此の如き原狀回復主義が適當であるか否やは攻究を要する問題である。惟ふに補助すべき工事を原狀回復の程度に止むるときは、同一程度の災害に遭遇する時は再び同様の損害を招來するのは當然である。故に土木事業に對して國家が之を助成するの趣旨からすれば其の工事の性質と效用に鑑み必要な範圍に於て工事の程度を決定し、原狀回復主義は之を排するのが適當である。然れども現在に在つては此の理想を許さないから、府縣が程度超過の工事をした時は其の費用に對し補助を受くる事が出来ない(細則第十三條)。

以上述べたやうに工事は原狀回復主義に依つて必要な程度に限定されるのであるが、(1) 河川港灣の埋塞に基因する工事(川成變更の場合を除く)、(2) 幅六尺未満の道路及其の附屬物の工事、(3) 車馬の交通に妨げなき道路の上流れ又は崩土堆積に基因する工事、(4) 投架橋及飛石渡の工事、(5) 直高三尺以下の小堤の工事、(6) 溪流に

於ける直高六尺以下の石垣、板柵類の工事、(7)溜池、用悪水路並其の附屬物の工事、(8)砂防工事、(9)直に破壊するの虞なく又他に危害を及ぼすべき處なき石張、石垣等の差狂又は缺脱に基因する工事、(10)一箇所工事の工費五百圓未満の工事、(11)利害關係の小なりと認むる工事、(12)後年に譲りて害なしと認むる工事は特別の理由ある場合の外補助しないのである(細則第三條)。

三 補助費は地租を標準として決定する。補助金は補助を受くる年の一月一日現在に於ける地租額を標準として算出し、府縣災害土木費が其の府縣の地租額七分の一を超過するときは其の超過額に對し、超過額中地租額二分の一以下の金額に付ては其の金額の十分の四以内、超過額中地租額二分の一を超過し地租額三倍以下の金額に付ては其の金額の十分の五以内、超過額中地租額三倍を超過し地租額五倍以下の金額に付ては其の金額の十分の六以内、超過額中地租額五倍を超過し地租額七倍以下の金額に付ては其の金額の十分の七以内、超過額中地租額七倍を超過する金額に付ては其の金額の十分の八以内の區分に従ひ補助する(規第一條)。

府縣災害土木費が二年以上引續き其の府縣の地租額二分の一を超過する場合に於ける第二年以後の災害土木費に對する補助金額は、其の年の災害土木費に第一年以後前年迄の災害土木費を加算した金額を其の年の災害土木費と看做し、前記の割合に依り金額を算出し其の金額より第一年以後前年迄の災害土木費に對する補助金額を控除した金額とする(規第二條)。

同一年度内に於て二回以上災害に遭遇したときは其の災害に因り必要を生じた工事の費用は之を併算し、併算すべき工事の種類及其の工費額並併算すべき工事の原因たる災害の程度は内務大臣の認定に依る(細則第七條)。又國庫補助を受け工事施行中更に國庫の補助を受くる災害に遭遇した場合に於て、前災害工事にして後の災害に罹つたものは之を後の災害工事に屬するものとし、前災害工事の未成工事に付ては災害前の出來形に依り既成工費と未成工費とを區分し、其の未成工費を後の災害工事設計額より控除し未著手工事に付ては其の未著手工費を後の災害

工事設計額より控除する(細則第八條)。

災害土木費に對し國庫の補助を請はむとするときは災害工事の目論見帳を調製し内務大臣に検査を申請し(細則第九條)、府縣知事が検査の結果に付通知を受けたときは、補助申請見込額の上申を爲し補助内定額の通知を受け其の通知に依り豫算を調製し、府縣會の決議を経て國庫補助の申請をするのである(細則第十條)。

國庫補助を受けた府縣災害土木費に關する會計の事務は府縣に於て分別して整理することを要し(細則第十一條)、災害工事の實施に關し法令の規定に依つて許可認可を要すべきものは其の手續を爲すべきは勿論である。又災害工事であつて必要あるときは検査を受けた工事の設計又は施行箇所を變更することが出来る。此の場合に他の規定に依つて變更工事の認可を受くることを要せざるものは變更の都度内務大臣に報告することを要す(細則第十二條)。補助を受けた工事であつても、其の施行を廢止するのは府縣の自由であつて補助あるが爲に之を執行するの義務はない之を廢止したときは補助の目的物の滅失に依つて補助の契約は當然消滅する。

災害工事を施行し之を了したときは内務大臣に其の工事成功の認定を申請することを要し、其の認定を申請する場合に於て災害土木費に剩餘を生じたときは府縣は其の處分方法を定め内務大臣の認可を受くることを要する。内務大臣は剩餘金の内國庫補助に係る金額の全部又は一部を還付せしむる(細則第十三條)。

第三節 補助工事の干涉

國家が地方財政援助の爲又は事業助勢の爲に、公共團體の執行する土木事業に對して補助するのは畢竟之に依つて國家の目的を達せむとするのである。従つて其の事業の施行は補助の精神に副ふことを要するは勿論である。故に國は必要ある場合に於ては其の工事の設計の變更を命じ、又は其の事業を直接施行するの途を設けて補助政策の徹底を期するのである(明治三十年法(律第三十七號))。

一 計畫の變更。府縣市町村其他公共の團體の事業であつて、國庫から其の

費用に對し補助するものに関し主務大臣必要ありと認めるときは、其の事業の設計施行管理並經費收支の方法等に付期間を指定して之が變更を命じることが出来る(第一條第一項)。補助した事業は本來公共團體の事業であるから之を變更せしむる如きは公共團體の自治事務に對する國家の干涉であるが、事業に補助したことに依つて事業に干涉し補助した目的を達成せむとするのである。公共團體の事業なる事を要するが故に、公共團體が唯費用を負担し公共團體を統轄する行政廳が事業を執行するものに在つては、假令公共團體に對し其の事業に付國庫から補助した場合と雖、此の規定に依つて事業を執行する行政廳に命令することは出来ないのである。併しながら公共團體が事業の修築負擔を爲す場合に在つては本條の規定に依るを得べきは勿論である。公共團體が主務大臣の變更命令に従はなるときは主務大臣は自ら其の事業の設計又は施行を變更することが出来る。此場合に於ける執行方法に關しては明文はないが、主務大臣は後に述ぶるが如く公共團體の事業を代執行する場合があるから、此場合に於て之に要する費用は主務大臣自ら之を負担し、之が徴収に關しては同法律第一條第二條の規定に依り強制豫算の方法に依るのである。

二 直接施行。主務大臣に於て必要と認めるときは補助した事業の全部又は一部を直接施行することが出来る(第一條第二項)。此の規定に依つて主務大臣が直接施行することを得る事業は本來公共團體の爲すべき事業であつて國の事業ではない従つて、道路法又は河川法等の規定に依つて國の機關たる府縣知事又は市町村長の執行する事業であつて、假令其の費用を公共團體が負擔し夫れに對し國庫が補助した場合に在つても、夫れは公共團體の事務でないから、此の規定に依つて主務大臣に於て直接施行することを許さないのである。又此の權力を行使するが爲には公共團體の事業の存在することを前提とすべきは勿論である。主務大臣の直接施行權は、主務大臣が補助した公共團體の事業を直接執行するの一方的意思表示に依つて發生し、公共團體と國との間に於て事業委託の法律關係を生ずるので

はない。此の一方的意思の決定に依つて國の事務として公共團體の事務を執行することとなる。従て此の事業に付いては國が起業主體と爲り、土地を収用する場合等に於ては國が強制徴収に於ける起業者たる地位を占むるのである。

内務大臣に於て公共團體の事業を直接施行するときは官報を以て其の事業の屬する公共團體並其の施行すべき事業及其の始期を告示することを要し(施第一條)、府縣市町村其の他の公共團體は内務大臣の定めた期間内に事業に要する費用の豫算金額を國庫に納付する義務を有する(施第二條)。公共團體が此の義務を怠り期間内に其の負擔を爲さざる時は、主務大臣は直に豫算を定め又は豫算を追加し若は更正し必要なる費用を支辨せしむるのである(施第二條)。

府縣市町村其の他の公共團體は、直接施行に係る事業の爲事業執行前取得した物件及權利を有するときは、之を内務大臣に移付することを要し、其の移付すべき期間並物件權利の範圍は内務大臣之を定め(施第三條)、内務大臣は其の直接施行に係る事業に關し必要なときは、其の事業の屬する府縣其の他の公共團體を管轄する行政廳の有する職權を直接施行することが出来る(施第四條)。

事業の直接施行を廢止し又は事業を了した時は、内務大臣は官報を以て之を告示することを要し(施第一條第二項)、事業を終了したときは之を其の所屬府縣市町村其の他の公共團體に引渡し、事業が數年に亘るものに在つては其の完了したる部分から順次引渡すことが出来る(施第五條)。事業を引渡したるときは其の事業の爲取得し又は公共團體より移付を受けた物件及權利であつて、現存するものは其の事業の屬する府縣其の他の公共團體に移付する。而して其の移付すべき物件及權利の範圍並其の移付し難きものに關する處分は、内務大臣之を定むるのである。此引渡に依つて主務大臣の執行した土木施設は、公共團體の所有に歸するのであるから引渡は權利の讓渡である(施第六條)。事業に要した不足金額の補充及殘餘金の處分等に就ては内務大臣の定むる所に依るべく(施第七條)、事業を廢止した場合に於ける財産の引渡に就ても亦同一である(施第八條)。